

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信  
税理士 疋田 英司  
税理士 中 富 強  
税理士 松谷 正俊

## COOLBIZ



### 5月の税務・労務

- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間申告 5月中の
- 6,9,12月決算法人の消費税 決算応答日
- 中間申告(年税額 400万円超)
- 源泉所得税・特別徴収税額4 5月10日(水)
- 月分納期限
- 社会保険料・子ども子育て拠 5月31日(水)
- 出金(4月分)納付期限
- 住民税の特別徴収税額通知 5月中

### 5月の行事・業務案内

- 1(月) クールビズ開始 ~9/30  
    メーデー
- 2(火) 八十八夜
- 3(水) 憲法記念日
- 4(木) みどりの日
- 5(金) 子どもの日・端午の節句・立夏
- 14(日) 母の日
- 21(日) 小満



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17  
第5松葉ビル3階  
Tel: 072(805)5252 FAX: 072(805)5253  
Eメール: info@kskj.jp

【株式会社京阪総合会計事務所】  
記帳代行・給与事務・経営コンサルタント 他  
(提携・取次先)  
(生命保険)大同生命、NN生命、ソニー生命 他  
(損保)ユニテッド・インシュアランス(株) 他  
(ビジネスソフト)ミロク情報サービス、弥生会計  
(飲食コンサル)日本フードアカウンティング協会  
(不動産)福屋不動産販売 他

## マイナンバーが記載された 特別徴収通知書の保存義務はなし

特別徴収通知書への個人番号記載が自治体によって異なります。  
東京都と名古屋市の記載しない方向で準備しています。大阪府は大変複雑な方法で準備しています。12桁の個人番号の上8桁をアスタリスク(\*)表示して1回目の送付をし、別途、個人番号と納税者番号等が記載され、名前などのパーソナルデータが記載されていない書類が送付される予定です。つまり、2枚のマイナンバー関連書類が送られてきます。  
京都市と枚方市は個人番号を表示して送る予定です。高槻市は送付方法をいまだに決めかねていてのご返事がありました。

日本中が大混乱！迷惑なマイナンバー騒動に、公務員も辟易

知人の自治体関係者は、できれば個人番号を記載したくないといいつつ「総務省から記載するようにきつい指示が来ている」と内情をお話いただきました。

自治体により取り扱いが異なりますが、自治体関係者は「地方自治の独立がわかっていない」と、政府の顔色ばかりで住民や公務現場の苦労を顧みないトップを嘆きます。いずれにしても、特別徴収に係る市役所からの書類に個人番号が記載されている割合は関西では高いようです。個人番号が記載された書類の取扱には十分注意してください。なお、特別徴収通知書の保存期間は定めがなく、特別徴収事務が滞りなく行えれば処分しても大丈夫です。

- 個人番号が記載された書類の保管方法
- 鍵のかかる場所に保管する。
- 鍵を管理する者を定める。
- 書類を管理する責任者を定める。
- 書類の保存期限を超過して保管しないこと

	個人番号
枚方市	すべて記載
東京都	記載しない
大阪市	上8桁を消す
高槻市	検討中

### 今号の紙面

- マイナンバーが記載された通知書が市役所からとどきます。～取り扱いにご留意ください。
- 投資促進税制拡充、でも取り扱いに注意
- IT導入補助金のご案内
- 税制をめぐる変化
- 共謀罪に反対
- Q&A 未払い給与を支払った時の税金は？
- 相続対策シリーズ①「相続対策の視点を整理しましょう。

クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でご対応しております。ご理解ご協力をお願いします

## 平成29年度税制改正 投資促進税制が拡充、しかし要件に注意

経済産業省関連の税制改正が拡充されました。所得拡大税制は従来制度に上乗せ適用です。

研究開発費は適用範囲が拡大されました。

中小企業経営強化税制は適用要件に認定機関を通じて提出された申請にもとづく証明等が必要である点です。制度適用の条件がありますので設備投資を予定されている顧問先様は必ずご相談ください。

### ご案内

4月号で配偶者控除に係る税制改正の適用時期を誤って記載しておりました。訂正してお詫びいたします。

正しい、適用時期は平成30年分からです。

中小企業経営強化税制(新設)	経営力向上計画に従った設備投資	即時償却または取得価格の7%か10%の税額控除。税額の20%が上限。
所得拡大税制(拡充)	前年度から2%の賃上げ	賃上げ額の12%の税額控除。従来の基準年度から3%以上の賃上げへの税額控除に上乗せです。
研究開発税制(拡充)	試験研究費を増加した場合	現行12%の税額控除に加えて5%以上増加した場合は最大17%まで認められる。
	ビッグデータ等の活用が追加。	ビッグデータ等とは、ITを活用したデータのことで、例えばオンラインで患者から提供されたバイタルデータを活用した診断支援なども含まれます。
固定資産税・償却資産税の軽減(新設)	経営力向上計画に従った設備投資	固定資産税が3年間2分の1になる。

### IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)のご案内

(受付期間)

2017年6月30日17時まで。受付は電子申請のみ。(紙申請は受け付けない)

(補助額)

最大100万円(購入金額の3分の2)

(申請方法)

IT導入支援事業者による代理申請が原則で、補助金額が50万円を超える場合はミラサポに登録されている専門家による事業計画及び生産性が向上する証明の添付が必要です。

※IT導入支援事業者とはソフトウェアを開発する業者です。

※ミラサポとは中小企業庁が運営する専門家派遣事業です。

(対象)

経済産業省が指定したIT導入支援事業者の提供する、さらに認可を受けたソフトウェアを購入する場合に限られています。自社開発は認められていません。(参考:<https://it-hojo.secure.force.com/shiensearch/>)

該当するソフトウェアは顧客管理、予約、コミュニケーション、決済、人事シフト、原価業務管理、販売管理、財務会計、給与、受発注に係るシステムです。具体的には医師のレセコン、派遣やパートのシフト管理、運送業者の配送管理、高額な会計・原価管理システムなどがあります。

(手順)

申請後、7月下旬に決定の有無が通知されます。ソフトの導入完了から30日経過した日または9月29日のいずれか早い日までに、設置が完了したことを証明書類を添付して報告をしなければなりません。

(注意)

導入後、5年間は申請時の事業計画に沿った報告書を毎年提出しなくてはなりません。このため、専門家への費用が発生する場合があります。中には法外な費用を請求する業者もいますので注意してください。

ちよつとおかしくない・・・？ 最近の財務省の狙いは？

## 法人の税務申告の電子申告義務化

法人の税務手続きをすべて電子申告で行うことを義務付ける法案が税制調査会で検討されています。来年度の税制改正に盛り込み、平成30年からの施行と見込まれています。

韓国ではすでに2年前から義務化がされており、IT化の進行が韓国よ

り遅れている日本では推進が進まないための焦りを感じているように思われます。

憲法は法律の定めるところにより納税をしなくてはならないと定めています。つまり何人もその行為ができるように定める必要があり、憲法規定からそのような法制化が可能なのかと疑問がだされています。

## 国税犯則取締法が国税通則法に編入（平成30年4月施行）

マルサの権限が、税務署の一般的な手続きに入る？そんな法律が成立しました。

国税犯則取締法はマルサなどが行う強制調査の根拠法です。刑法犯罪を取り締まる法体系になります。

国税通則法は、行政手続法の特別法として国税に関する手続きの一般法を定めた法律です。

全く性質の異なる法律が一体となることに、多くの実務関係者から疑問の声がさされています。

酒税などの間接国税は国税犯則取締法により税務署の担当者が告発などできて

いましたが、今回の改正で所得税や法人税なども税務署の担当者が一定の手続きで強制調査や告発手続きが可能となります。同時に告発を前提とした調査権限が拡大されます。

過去に、査察による冤罪事件も見聞している中で、実際の運用には十分注視しなくてはなりません。

## 共謀罪に反対します

「共謀罪」または「テロ等準備罪」といわれる法案改正が審議されています。市民生活を脅かすテロ行為は取り締まってほしいものですが、この法案には大きな欠陥が指摘されています。

「テロ等」とあるようにテロだけを処罰する法律ではなく、「等」も処分する法律です。「等」は277といわれる罪が対象とされており、これには脱税が含まれています。当然、脱税は許されないことですが、「脱税」とはなにかが問題になります。

「脱税」は不正に税を安くする行為ですが、マルサが慎重な資料収集をし、不正行為の証拠固めができてから裁判所から許可をとって強制調査ができます。それでも裁判にかけることができないう場合もあり、専門家でも判断が難しい問題です。しかし、共謀罪は「捜査機関」が脱税と決めれば、罪に問える法律です。

一方、対象は組織的犯罪集団に限定するといえます。しかし、そのような団体とわからずに相談（共謀）に乗ってしまった場合も対象になります。税理士の場合、様々な方から相談に応じていますが、どのような組織に所属しているのかを知らずに相談すると嫌疑をかけられてしまいます。問題は、脱税に手を貸すことはできないとお断りしても、その証拠がなければ準備したと認定される可能性があります。準備したと捜査機関が決めれば捜査の対象とされ、一方的に逮捕される可能性があります。これでは、誰でも気楽に相談に乗れない世の中になってしまいます。

こんな窮屈な法律などごめんだという多くの声があがっており、日弁連や様々な団体が反対の声を上げています。

このような共謀罪の成立に私たちも反対しております。

## 相続対策を考えるシリーズ①

## 相続対策って・・・どうすればいいの？

相続対策に関するご相談をよくお受けします。そのご要望に応じて連載化することとしました。

相続とは、死亡に伴う財産や債務・権利の継承です。死亡した方のことを被相続人と呼び、死亡した方から財産や権利を継承できる方を、立場によって相続人、受遺者、特別縁故者など呼びます。相続人等が誰もいない場合は国が取得します。ご自身の財産の行方ぐらいは自分できめたいもの。思いを込めるためにも相続対策は必要となります。

相続対策には、相続前と相続後の対策があります。

一般的にいわれる相続対策は相続後のこと。相続税の軽減、財産や権利をだれが継承するかも相続後のことです。見落としがちなのは、相続前の対策です。余命をはかることはできませんが、ご自身の老後生活とのバランスも考えたうえで対策をとることが肝要です。

業者の提案に従って税金対策を行った結果、老後資金が枯渇してたいへんな目にあったという話もあり、事前の入念な準備が大変重要となっています。

老後をどう迎えるかといっても基準は

難しいものです。何不自由のない十分な設備の老人施設に入ったとしても、親族としか面会が許されない施設もありま

す。入居者以外の旧知の友人と交流できないため寂しい思いをされた方もいま

す。ご自身のライフスタイルを考えて施設を見比べないと不自由な老後を迎えることになりま

す。望まない延命治療を拒絶したい場合は尊厳死宣言をします。そして、遺言の作成が行われますが、最近では民事信託や家族信託などの方法も流行りだしています。

相続対策の相談といっても総合力が試される相談だといえます。

これから、相続対策をめぐるお話を、連載いたします。

当面は税金対策としての様々な手法と問題点を順次ご説明していきます。

その後、相続・事業継承に関わる諸問題をご説明します。

最後に、相続前対策を中心にご説明します。

Q&A  
コーナー

未払残業代を支払いましたが、  
税務で注意すべき点は？



残業代をめぐる裁判が行われ、このたび裁判所のあっせん和解金を支払うことになりました。注意すべき点がありますか

## 源泉徴収税額に注意が必要です。

裁判で未払残業代など給与にまつわる解決金を支払うこととなった場合、税務上の取扱は支払う内容により異なります。

未払い給与及び未払残業代の場合は、源泉徴収税額に影響が出ます。未払残業代の場合は、元の給与について、扶養控除等申告書の提出があると思いますので、甲欄を使って手続きをすればよいですが、未払い給与の場合で、その年の分の扶養控除等申告書の提出がない場合は乙欄の適用になります。いずれにしても修正後の源泉徴収票を労働者に交付しなくてはなりません。

同時に、給与支払報告書の修正も必要となりますので、注意してください。

また、慰謝料として支払う部分は、精神的損害に対する対価ですから非課税となります。

付加金を支払う場合があります。これは、未払い賃金をおこした事業主に対するペナルティとして労働者に支払うものです。受け取った労働者の一時所得になります。

遅延損害金は、賃金の支払いの遅延による利息として支払うものです。この場合は雑所得になります。

事業主は関係ありませんが、受け取った労働者は確定申告をする必要があります。

クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でご対応しております。ご理解をお願いします